

都市再生推進法人準備団体認定制度活用における
都市再生整備計画案策定に向けた道路上での検証行為に係る協定書(例)

大阪市(以下「甲」という。)と都市再生推進法人準備団体の認定等に関する要綱(以下「本件要綱」という。)第4条に基づき甲より都市再生推進法人準備団体として認定を受けた**法人名**(以下「乙」という。)は、**地区名**における都市再生整備計画案策定に向けた道路上での検証行為に係る協定(以下「本協定」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(目的)

第1条 本協定は、甲が、都市再生推進法人による持続的なエリアマネジメント活動が開される地域を目指し、快適性やゆとりを感じさせる質の高い都市空間の形成に寄与する都市再生整備計画の策定を乙に促すために道路上での検証行為を行うことを目的とする。

(権利)

第2条 甲は、別紙の**地区名**に所在する道路のうち甲が指定した道路(以下「本道路」という。)について、甲が道路管理者に対し申請する道路占用許可(道路法(昭和27年法律第180号)第32条に規定する道路占用許可をいう。以下同じ。)及び甲が交通管理者に対し申請する道路使用許可(道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条に規定する道路使用許可をいう。以下同じ。)を得た場合若しくは甲が道路管理者に対し道路使用の届出を行った場合、これらの許可を受けた計画内容及び許可条件又は届出内容に基づき、道路の占用及び使用の権利(以下「本権利」という。)を乙に無償にて行使をさせる。

(条件)

第3条 乙は、本協定第2条に定める道路占用許可及び道路使用許可に係る許可条件記載の各事項並びに甲の道路管理者に対する道路使用届出に際し遵守しなければならないと定められた事項に違反してはならない。

(善管注意義務)

第4条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本権利を行使しなければならない。

(禁止用途)

第5条 乙は、本権利を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。

2 乙は、本権利を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、本権利を政治的用途及び宗教的用途に供してはならない。

4 乙は、本権利を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供してはならない。

い。

5 乙は、本権利を悪臭、騒音、粉塵、振動及び土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

(権利行使の期間)

第6条 本権利を行使できる期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(経費の負担)

第7条 本権利の行使のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金については、乙が負担するものとする。

(傷害保険等への加入)

第8条 乙は、本権利を行使するにあたり、傷害保険等に参加しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づいて傷害保険等に参加しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定に基づき加入した傷害保険等の保険料は乙の負担とする。

(契約不適合責任等)

第9条 甲は、本権利及び本道路について、契約不適合及び危険負担の責任を負わない。

(権利行使)

第10条 乙は、第1条に規定する目的のために本権利を行使して工作物(以下「本工作物」という。)を設置するときは、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、道路占用許可に係る計画内容及び許可条件、道路使用許可に係る計画内容及び許可条件並びに甲が道路管理者に提出する道路使用届出書に基づく店舗等の運営を第三者に委任する場合は、甲に対してあらかじめ書面による申請を行い、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、本権利を行使するにあたり、乙の行為に起因する事故、トラブル及び苦情等が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

(権利行使の内容変更)

第11条 乙は、甲が承諾した権利行使の内容を変更する場合、甲に対してあらかじめ書面による申請を行い、甲の承認を得なければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第12条 乙は、本権利の行使及び本道路に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(滅失又はき損等)

第13条 乙は、本道路を滅失又はき損したとき若しくは第三者に占拠されたときは、直ちにその状況を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、道路管理者及び交通管理者に速やかに報告しなければならない。

2 乙は、本道路を滅失又はき損したとき若しくは本権利が第三者に侵害されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(届出義務)

第 14 条 甲又はその包括承継人及び乙又はその包括承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、互いに書面にて届出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は商号等に変更があったとき
- (2) 会社又は市町村の合併等により本権利の承継があったとき

(維持管理)

第 15 条 乙は、本道路、本工作物及びそれらの周辺に係る次の事項について、甲と協議のうえ、安全管理マニュアルを作成しなければならない。

- (1) 維持管理業務の実施に関する事項
- (2) 違法駐輪抑制に係る取組に関する事項
- (3) 良好な景観の保全に関する事項
- (4) 安全な歩行者環境の確保に関する事項
- (5) 緊急時の連絡体制の整備に関する事項
- (6) その他維持管理業務に関する事項

2 乙は、前項の安全管理マニュアルに基づいて、維持管理業務等を実施しなければならない。

3 乙は、前項の維持管理業務を第三者に委託することができる。この場合において、甲は、当該委託に係る責任は一切負わない。

(週報の提出)

第 16 条 乙は、前条に規定する維持管理業務等の実績を週ごとにまとめ、当該月分を翌月 10 日（10 日が大阪市休日をも定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条第 1 項の市の休日の場合はその翌日とする）までに提出しなければならない。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、本権利及び本道路について随時その状況を実地に調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(協定解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定期間中であっても本協定を直ちに解除することができる。

- (1) 乙が本協定の条項に違反したとき
- (2) 甲が本道路に対し道路占用許可又は道路使用許可を取り消される等して本道路からの退去を求められたとき

2 甲は、前項に定めるもののほか、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、乙が暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この協定を解除する。

3 甲は前 2 項の規定により協定を解除する場合、乙に対し書面により通知を行う。

(損害賠償)

第 19 条 本権利が第三者により侵害され又は前条の規定により本協定を解除した場合において、甲に損害があるときは、乙は、甲に対し賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、第 18 条第 3 項に規定する協定解除の通知を受けたときは原状回復に要する相当の期間若しくは道路管理者及び交通管理者が認める期間内で甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、本道路について原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲は、原状回復にかかる費用を乙に請求することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わない。

(検証結果の報告)

第 21 条 乙は、都市再生整備計画案策定に向けた道路上での検証行為の終了後、活動実績、事業収支等についての検証結果を甲に提出しなければならない。

(費用負担)

第 22 条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 23 条 本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 24 条 本協定に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲：大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
大阪市
契約担当者 計画調整局長 ○○○○

乙：○○○○